

川西町にぎわいづくり検討委員会設置要綱

川西町告示第91号
令和5年4月27日

(設置)

第1条 川西町地域振興拠点施設（以下「拠点施設」という。）を、「中心市街地活性化の核」として「にぎわい」創出の場とするため、施設の具体的な活用方法等を検討するとともに、住民の機運醸成を図ることを目的として、川西町にぎわいづくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は次の事項を検討する。

- (1) 拠点施設の具体的な活用方法に関すること。
- (2) イベント実証実験及びプレイベントに関すること。
- (3) プレーヤーの育成等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員30名程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 関係団体に属する者
- (2) 町外の者
- (3) 公募による者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 検討委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員の交替等が生じた場合の新委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、メインアドバイザーをもって充てる。

2 委員長に事故あるときは又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(招集)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその座長となる。ただし、最初の検討委員会は町長がこれを招集する。

(事務局)

第7条 検討委員会の庶務は、政策推進課及びまちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。